



3 朝総第 379 号
令和 3 年（2021 年）11 月 19 日

朝日村長 小林 弘幸 様

朝日村男女共同参画審議会
会長 塩原 智恵美
(公 印 省 略)

朝日村男女共同参画基本条例の制定について（答申）

令和 3 年 6 月 7 日付 3 朝総第 389 号で諮問のありました標記について、当審議会で慎重に審議した結果、別添「朝日村男女共同参画社会推進条例（案）」がまとまりましたので、次の意見を付して別紙のとおり答申します。

記

- 1 村は、条例案に掲げた責務を果たすとともに、基本理念の浸透をはじめ、村民の理解を深めるための施策を推進し、村一丸となって男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を進めていただきたい。
- 2 条例の施行に当たっては、男女共同参画基本計画を着実に進めるため、村と村民と事業者が協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現に向け、積極的に取り組んでいただきたい。また、男女共同参画基本計画の推進に当たっては、朝日村男女共同参画審議会による毎年の評価検証を実施していただきたい。

朝日村男女共同参画社会推進条例(案)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策等（第10条—第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条—第28条）

第4章 補則（第29条）

附則

私たちの朝日村は、縄文のいにしえからの歴史と文化を持ち、先人たちのたゆまぬ努力により、農業を基幹産業とした自然豊かな村へと発展してきた。

美しい郷土と人々の安らかな暮らしを将来の村民につなぐことは今を生きる私たちの重要な責務である。

昨今、国際社会においては、当然の権利として確立されている多様性を受け入れる積極的な取組が推進されている。我が国においても、社会経済情勢の急速な変化の中、男女共同参画社会に向けた施策が進められてきた。しかしながら、朝日村の状況を見ると家庭、地域、職場においていまだに一部で性別役割分担意識や慣行が存在することが課題となっている。

こうした中求められるのは、全ての人々が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。

これらの認識の下、村と村民と事業者が協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 全ての人々が、社会の対等な構成員として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保さ

れ、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担う社会をいう。

- (2) **ダイバーシティ** 性の多様性や人種等の違いを認めることはもとより、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (3) **女性活躍** 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。
- (4) **積極的格差是正措置** 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) **ワーク・ライフ・バランス** 一人一人がやりがい、充実感を享受しながら職業生活上の責務を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることをいう。
- (6) **ハラスメント** 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、意図的であるとないつにかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。
- (7) **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者や恋人など親密な関係にある、若しくはあった者に対し、意図的であるとないつにかかわらず、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与えるような暴力行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) **ダイバーシティの実現**を旨とし、全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会の様々な制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産、育児等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。
- (7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念(以下、「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 村は、前項の施策を実施するに当たり、村民、事業者等と協働して取り組まなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保し、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場の環境づくりに努めるとともに、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における推進)

第7条 何人も、学校教育その他のあらゆる教育の場において、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めなければならない。

(性別等による差別的扱い等の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、性別等を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(村民等に広く表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分

担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第10条 村長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 村長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、朝日村男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、村民の意見を反映することができるような措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

4 村長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の実施状況の公表)

第11条 村長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(啓発活動等の充実)

第12条 村は、基本理念に関する村民及び事業者の理解を深めるための啓発活動、教育活動その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動の両立)

第13条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(男女の労働に対する配慮)

第14条 村は、男女共同参画社会の形成における労働の果たす役割の重要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めなければならない。

(村民及び事業者に対する支援)

第15条 村は、村民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自営業における環境整備)

第16条 村は、自営の農林水産業及び商工業に従事する男女が、正当な評価の下、その主体性を生かし、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び

決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備の促進に努めなければならない。

(防災分野における施策)

第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めなければならない。

(委員等の構成)

第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めなければならない。

(被害者救済のための措置)

第19条 村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取り組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講じなければならない。

(相談・苦情の申出等)

第20条 村は、村が実施する男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。

(調査研究)

第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

(朝日村男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に行う上で必要な事項について調査及び審議を行うため、朝日村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第23条 審議会は、男女共同参画基本計画の策定及び変更等について調査及び審議し、評価、検証の上、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、識見を有する者、関係団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者及び村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。

2 委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員の任期については、在職期間を任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 28 条 審議会の事務局は、男女共同参画の担当課に置く。

第 4 章 補則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(朝日村男女共同参画審議会運営要綱の廃止)

2 朝日村男女共同参画審議会運営要綱（令和 2 年朝日村告示第 46 号）は、廃止する。